

# 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針について

平成22年 3 月

## 1 現状

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（21年 4 月 1 日現在）

区 分	公務員					民間			備考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
常滑市	51.6 歳	71 人	288,622 円	320,180 円	308,214 円	—	—	—	—
調理士・ 調理員	52.3 歳	19 人	254,877 円	275,479 円	271,437 円	調理士・ 調理員	39.0 歳	279,900 円	0.98
用務員	53.1 歳	21 人	265,827 円	282,714 円	277,262 円	用務員	54.5 歳	214,000 円	1.32
自動車 運転手	56.2 歳	7 人	370,902 円	440,271 円	400,300 円	自家用自動車 運転手	52.0 歳	294,200 円	1.50
愛知県	51.5 歳	548 人	337,975 円	399,828 円	385,234 円	—	—	—	—
国	49.2 歳	人	285,548 円	— 円	322,737 円	—	—	—	—
類似団体	48.4 歳	人	311,057 円	340,898 円	327,925 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
常滑市	—	—	—
調理士・調理員	4,602,348 円	3,827,300 円	1.20
用務員	4,758,168 円	3,027,000 円	1.57
自動車運転手	7,280,752 円	4,052,900 円	1.80

(注) 1 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成18～20年の3ヶ年平均)

4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。民間データには、日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者のうち1月に18日以上雇用された者などが含まれる。

5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳 未満	20歳 ) 23歳	24歳 ) 27歳	28歳 ) 31歳	32歳 ) 35歳	36歳 ) 39歳	40歳 ) 43歳	44歳 ) 47歳	48歳 ) 51歳	52歳 ) 55歳	56歳 ) 59歳	60歳 以上	計
職員数	1 人	人	人	人	人	3 人	3 人	10 人	19 人	14 人	24 人	人	74 人

(3) 給料表

一般行政職と同一(行政職給料表4級まで使用)

(4) 技能労務職に係る特殊勤務手当 (21年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
ボイラー取扱手当	技能士が行うボイラー等高压蒸気を取り扱う業務	1月 1,200円
自動車運転整備手当	自動車運転手が行う庁用自動車の運転及び整備作業の業務	1月 1,200円
年末年始勤務手当	年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)において、特に勤務を命ぜられて行う業務	1日 3,000円～4,000円
競艇開催手当	競艇開催日における競艇事業の業務	1日 1,000円(売上による加算あり)
診療手当	病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員の診療業務及びその補助業務並びに病院に勤務する技能職員及び労務職員の行う病院業務	1月 1,680円～2,680円
滅菌処理手当	手術センター又は中央機材室に勤務する職員が行う器材等の滅菌所毒業務	1月 400円
滞納整理手当	水道使用料の滞納整理のため現地において行う現業業務	1日 300円

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成21年2月策定の第4次定員適正化計画に基づき、退職者不補充を基本としている。

給与に関しては、国、県、近隣市の状況を考慮し、改正等を検討していく。

3 具体的な取組内容

平成18年度から、技能労務職に係る特殊勤務手当であるボイラー取扱手当、診療手当を毎年段階的に引き下げ、平成23年度に廃止することとした。

また、平成20年度から、自動車運転整備手当を毎年段階的に引き下げ、平成23年度に廃止することとした。

給料表については、今後検討していく。

4 その他

技能労務職は、退職者不補充であるため、「常滑市民間活力活用の指針」の推進にあわせ、民間委託、臨時職員の活用を行う。